

第73回札幌市緑の審議会

会 議 録

日 時：平成28年10月27日（木）午後1時30分開会
会 場：ホテルモントレエーデルホフ札幌 12階 ベルクホール

1. 開 会

○事務局（西川みどりの推進課長） お見えになっていない方が若干いらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまから第73回札幌市緑の審議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに、事務局から報告事項がございます。

委員の出欠についてですが、本日は、今井委員、上田委員、高橋委員、三上委員から欠席する旨の連絡をいただいております。また、下村委員、新海委員はまだお見えになっておりません。

委員16名中、現在出席委員数は10名であり、過半数に達しておりますので、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項に定める定足数を満たしており、この会議が有効に成立していることをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（西川みどりの推進課長） それでは、審議会の開会に当たりまして、札幌市建設局長の若松からご挨拶を申し上げます。

○若松建設局長 皆さん、こんにちは。

札幌市建設局長の若松でございます。

今年度最初になります第73回札幌市緑の審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

本日、委員の皆様方には、大変お忙しい中を本審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、日ごろより札幌市の緑化行政にご理解とご協力を賜っており、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

札幌市におきましては、今年度4月の機構改革におきまして、本審議会の審議テーマであります緑の保全と創出に係る事務事業が環境局から建設局に移管されております。緑の保全と創出に努めながら、公園施設や道路施設の老朽化などの地域課題に対応していくため、公園緑地部門と道路部門の機能強化を図ることを目的に行ったものでございます。

審議会の事務局につきましては、これまで同様、みどりの推進部が担当いたしますので、引き続きよろしく願いいたします。

さて、昨年度までのこの審議会における審議状況と私どもの取り組み状況についてお話をさせていただきます。

一昨年度は、公園機能の分担やトイレ等の存廃の考え方につきまして答申をいただき、これをもとに今年度の4月に「札幌市公園施設長寿命化計画」策定いたしました。今後は、この計画に基づき、各施設の補修や更新を実施していきます。

昨年度は、地域の核となる公園の面積、地域特性に応じた公園整備の考え方につきまして答申をいただき、これをもとにこの3月に「身近な公園の新規整備方針」を策定し、現在、この方針に基づき、主に中央区等の既成市街地等において公園の整備を進めておりま

す。

本日の審議会では、この二つの答申をもとに作成いたしました今後の公園の新規整備、再整備の考え方を総合的に示した札幌市公園整備方針（案）の内容につきましてご審議いただくこととなっておりますので、それぞれのお立場で幅広い観点からご意見やご助言を賜れば幸いですので、よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、皆様におかれましては、今後とも札幌市の緑化行政にお力添えとご協力をお願いしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 事務局紹介

○事務局（西川みどりの推進課長） 続きまして、今年度、事務局の担当職員の一部に人事異動がございましたので、自己紹介をさせていただきます。

○事務局（東山みどりの管理担当部長） みどりの管理担当部長の東山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中西みどりの管理課長） 中西みどりの管理課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高本計画係長） 計画係長の高本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） ここで、局長の若松は、ほかの公務がございますので、大変恐縮ではございますが、退席させていただきます。

[若松建設局長退室]

○事務局（西川みどりの推進課長） 次に、配付資料の確認をさせていただきます。

初めに、第73回札幌市緑の審議会次第、座席表、第19次札幌市緑の審議会委員名簿、諮問書「札幌市公園整備方針（案）」の策定についての写しでございます。

続いて、資料1として、11枚物のパワーポイント説明資料、資料2として、方針案イメージ、資料3として、1枚物の本日の審議、資料4として、2枚物の参考資料の公園の種類、資料5として、1枚物の参考資料の誘致圏、資料6として、「身近な公園の新規整備方針」です。

ご確認の上、資料に不備がありましたら、お知らせください。

本日の審議会におきましては、札幌市公園整備方針（案）についてご審議いただき、ご意見やご指摘等を賜りたいと存じます。

それでは、これからの会議進行につきましては、近藤会長にお願いいたします。

4. 議 事

○近藤会長 それでは、次第に従って審議を進めてまいります。

まず、札幌市公園整備方針（案）についてです。

事務局から議事の内容についての説明をお願いいたします。

〔新海委員入室〕

○事務局（西川みどりの推進課長） 引き続き、みどりの推進課長の西川から札幌市公園整備方針（案）についてご説明いたします。

資料2をご用意ください。

【議案資料2】 1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

こちらは、今回、公園整備方針を作るに当たり、未完成ではありますが、イメージとしてこんな形にできないかというものです。

一つ目は、最初に、前回までの審議会の振り返りと今回の諮問の内容についてご説明申し上げますとともに、今日の審議の進め方についてご説明いたします。

二つ目は、第1章の「はじめに」について、公園の持つ効果、札幌市の公園の現状の整理として、整備の経緯や現状、課題、全国的な動向について、そして、公園整備方針の策定の目的あるいは位置付けなどについて、また、第2章の「基本的な考え」についてご説明いたしますので、ご審議をいただきたいと思っております。

後半は、第3章の「公園の将来像」、第4章の「将来像に向けた施策」のうち、公園の配置に着目いたしまして、配置から見る将来像と施策について、新規整備や拡張、統合についてご説明いたしますので、ご審議をいただきたいと思っております。

最後に、施設から見る将来像とその施設に関する施策として、長寿命化計画の活用や施設の見直し、樹木整備、バリアフリー化などについてご説明いたしますので、ご審議をいただきたいと思っております。

なお、目次の四角でくくっている種類に関する将来像や施策、公園機能のさらなる充実や運用につきましては、次回以降にご審議をいただきたいと思っております。

【議案資料-1】 それでは、パワーポイントにて説明させていただきます。

【議案資料-2】 審議に先立ちまして、今回の諮問の内容と審議の進め方についてご説明いたします。

【議案資料-3】 まず、諮問の内容につきまして、これまでの審議の内容と本年度の諮問についてご説明いたします。

【議案資料-4】 初めに、これまでの2年間の審議を確認いたします。

緑の審議会では、平成26年度と平成27年度に大きく二つの事柄について審議いたしました。

平成26年度は、札幌市長寿命化計画の策定に向けた公園施設の基本的な考え方について、

機能分担の考え方、有料運動施設のあり方、公園トイレのあり方の3点です。これは、公園の再整備において重要な考えになるものです。

そして、平成27年度、身近な公園の新規整備方針の策定に向けた基本的な考え方について、街区公園を新規整備する地域と新規整備する際の最低面積の2点についてご審議いただきました。これは、公園の新規整備において重要な考えとなるものでございます。

それでは、これらの審議内容について、再確認の意味で、項目ごとに説明いたします。

【議案資料－5】まずは、平成26年度の議論の一つ目の公園の機能分担の考え方です。

図にありますとおり、大小二つの公園が近接している場合、地域のご意見を伺いながら、面積の大きい公園を核となる公園として、遊具など、レクリエーション機能主体の公園とするのに対し、面積の小さな狭小公園は、遊具などを撤去し、公園機能を絞った整備にし、機能分担を図るというような内容でした。

【議案資料－6】二つ目は、有料運動施設のあり方についてです。

テニスコートについては、年間のピーク時においても施設の1割があいている状態であったことから、総面数を削減する方針といたしました。あわせて、利用者の利便のため、1公園当たりの面数を増やすことを検討することといたしました。野球場、サッカー場については、年間のピーク時の利用がほぼ100%であったことから、現状の施設数を維持する方針となりました。

【議案資料－7】三つ目は、公園のトイレのあり方です。

審議の結果、利用の少ない公園のトイレは廃止する方針になりました。こちらのフローに示しておりますが、公園の種類が近隣公園以上の規模であれば存続させます。街区公園は、利用の多い公園を除き、地域の方々との話し合いの上、廃止を前提に検討することとなりました。

以上が平成26年度の審議内容です。

【議案資料－8】続いて、平成27年度の審議内容です。

身近な公園の新規整備方針について、主に二つの内容についてご審議いただきました。

一つ目は、街区公園を新規整備する地域の選択です。人口が増加していて、公園が不足している地域は、公園の新規整備の効果が高い地域であることから、選定フローに基づき、条件が全て満たされる地域を抽出いたしました。そして、抽出された地域に既存の狭小公園があるかないかによって、新規の公園整備を推進していく地域として新規整備推進地域、また、現在ある狭小公園を活用し、拡張していく地域として狭小公園活用地域の二つに整備手法を分けました。

【議案資料－9】その結果がこちらの図になります。

図の赤色の部分と黄色の部分について、今後整備を実施することになります。人口が増えている一方、公園が少ない都心部に集中する結果となりました。

【議案資料－10】二つ目は、街区公園の整備の際は、地域に必要な公園機能を最低限確保できる面積であるおおむね1,000平方メートルを確保するという内容でした。

以上がこれまでの2年間でご審議いただいた内容です。

【議案資料-11】続いて、今回の諮問内容についてご説明いたします。

今ご説明いたしましたとおり、平成26年度には再整備の考え、平成27年度には新規整備の考えについてご審議いただきました。これらの考え方は、これからの時代に対応するための大変重要な考え方です。

この考えを中心に、今後の公園整備を進めていくため、新しいアイデアを盛り込んだり、より詳細な実行計画を取り入れたりした上で公園整備に関するさまざまな考え方を総合的に整備する必要があると考えました。

なお、新しく加える予定の項目につきましては、パワーポイントに出しておりますけれども、資料1の最後にも追加しておりますので、後ほどご確認くださいと思います。

【議案資料-最後の頁】上段の囲みの部分がこれまでの2年間でご審議いただいた項目でございます。さらに、公園の施設、配置、種類などについて、新しいアイデアを盛り込んで、詳細な実行計画を作っていきたいというのが今回ご審議いただく内容でございます。その結果として、札幌市公園整備方針ができたらいと考えております。

このようなことから、平成28年度は、札幌市公園整備方針（案）の策定についてと題しまして、公園整備に関する総合的な内容について諮問いたします。

お手元の諮問書をあわせてご覧ください。

【議案資料-12】諮問の理由をパワーポイントに抜粋しております。

札幌市が抱える公園の課題に対して、先ほどご説明いたしましたとおり、2年間、緑の審議会においてご審議いただきました。今後、限りある財源の中、市民の最大の満足が得られる公園を提供していくためには、公園整備に関するさまざまな考え方を総合的に整理し、より効率的、効果的に新規整備や再整備などを進めていくことが必要です。

公園整備に関する総合的な方針となる札幌市公園整備方針（案）の策定について皆様にお諮りいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

【議案資料-13】それでは、続きまして、今回の審議の進め方についてご説明いたします。

全体の構成と審議スケジュール、本日もご審議いただく内容についてです。

【議案資料-14】まずは、本方針の構成についてです。

先ほどもお話ししましたが、第1章の「はじめに」、第2章の「基本的な考え」、第3章の「公園の将来像」、第4章の「将来像の実現に向けた施策」、第5章の「運用に当たって」の5章で構成しております。

具体的な内容を示す第3章と第4章についてですが、第3章で将来像を示した上、第4章でその将来像のために行っていくべき施策を示す形にしております。

また、本方針では、内容を三つの視点に分けて構成しております。

一つ目は、公園の有無や大きさなど、公園そのものである公園の配置の視点です。二つ

目は、公園の役割や性格を決める公園の種類の見点です。三つ目は、実際に公園に置く機能や物である公園の施設の見点です。

【議案資料-15】続いて、審議スケジュールについてです。

本諮問については、全4回の審議を予定しております。本日は、スクリーンで赤く囲っている第1章、第2章、そして、第3章と第4章のうち、配置に関する事と施設に関する事についてご審議いただきたいと考えております。今後、12月14日に予定しております今年度の第2回目の審議会では、第3章と第4章のうち、種類に関する内容を、そして、今年度の第3回目の審議会では、第5章の運用に当たってなど、残りの項目についてご審議いただく予定です。このように、4回目の審議会までに方針（案）についてご審議いただき、完成しました方針（案）を答申としていただきたいと考えております。その後、来年度初めにパブリックコメント手続により市民意見をいただいた上、策定となる予定です。

なお、スケジュールについては、審議会の進行状況により柔軟に調整してまいります。

【議案資料-16】次に、審議の進め方についてです。

本日1回目から3回目の審議会の途中までは内容についての審議となります。このスクリーンにも映しておりますパワーポイントの資料が原案となります。この資料を中心にご審議をいただきたいと思っております。その後、文章化した方針（案）の記載内容や表現についてご審議をいただく予定です。

なお、文章化する方針（案）のたたきについては内容のご審議をいただいた後に事務局で作成することが多いのですが、今回は量が多いものですので、全体のイメージをつかんでいただくため、先ほどの方針（案）イメージをあらかじめ作成させていただき、皆様に配付しております。こちらは内容や表現などは全くの未完成でありますので、当面は審議対象ではなく、参考資料としてお願いいたします。

【議案資料-17】それでは、最後に、本日の審議スケジュールについてです。

全体で審議を四つに分けております。ただいま、一つ目の審議項目の審議に当たってをご説明しているところです。これについてのご質問をいただいた後、二つ目として、第1章、第2章について、休憩を挟んだ後、三つ目として、第3章、第4章の公園の配置について、四つ目として、第3章、第4章の3の公園の施設の方針についてご審議をいただきたいと思っております。

審議に当たっての説明は、以上となります。

○近藤会長 思い出すのもなかなか大変ですが、（議案資料-11）をもう一度お見せいただけますか。

一昨年度、昨年度は、再整備と新規整備について審議しましたが、今回は、それに加え、若干のアイデアとより詳細な実行計画を付け加えながら、まとまった札幌市公園整備方針を策定していきたいというお話でした。

また、非常におもしろいスライドがありましたね。先ほどのスライドをもう少し詳しく書いたものがこれ（議案資料-最後の頁）だと思います。平成26年度と27年度のアイデア

も含まれているのですけれども、新しいアイデアとより詳細な実行計画を組み入れながら総合的な方針にしていきたいという内容でございました。

今までの説明についてご質問は何かございませんか。

○椎野副会長 今の審議事項かどうかはわからないのですけれども、映していただいているスライドは、パワーポイントの資料の一番後ろの1枚物と同じかと思えますけれども、右下に都市緑地は柔軟に機能を付加するという文言がございまして、これは大変おもしろいと思っていました。

つまり、都市緑地は、河川敷など、延長の長いものもあれば、街区公園にもならないような小さなものもあり、よく言えば多様性があるのですね。しかし、中には遊具があつて、近隣の街区公園よりも子どもが遊んでいるところがあつたり、自然林をそのまま残して、その地域の貴重なみどりを形成しているところがあつたり、扱い方やデザインの仕方によってはすごく価値のあるものになると思っていますのですね。

そこで、機能を付加するというのは、どんなお考えをお持ちなのか、教えていただきたいと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 街区公園、総合公園、都市緑地にはそれぞれ機能や目的がございまして。

都市緑地は、今ありましたとおり、樹木帯など、緑地帯のところが多いところですよ。しかし、今、委員からご指摘がありましたとおり、遊具や運動施設があるところも結構多くございまして。

今まで、都市緑地は、街区公園の誘致圏には組み入れていなかったのですけれども、街区公園的な機能を持っている都市緑地については街区公園を補完するものとみなしてもいいのではないかと考えております。また、市民や観光客が訪れる大型都市緑地などもございまして、これは総合公園や運動公園の方針に対応して整理していけばいいのではないかなど、柔軟に考えていきたいと思っております。

○近藤会長 都市緑地というのを、街区公園や近隣公園のように利用していければということですね。

ほかにございませんか。

○久保田委員 二つお聞きいたします。

一つ目は、公園整備方針のようなものは初めて作るものなののでしょうか。それとも、これまでの公園整備に当たってよりどころとなる大きなものはお持ちだったのでしょか。

二つ目は、先ほどの審議のスケジュールをご説明いただいたのですけれども、整備方針をつくるに当たり、ステークホルダーとしてどのような人がいるのかを想像し切れないのですけれども、そうした方々からの意見の反映のプロセスとして、審議会とパブリックコメントだけでは大丈夫なのか、何となく心配なのです。

例えば、公園であれば、近隣の保育園や幼稚園など、ユーザーとして幾つかのグループがあると思えますし、障がい者の利用などをどうやって反映するのかが見えなかったの

すね。

昨年度、一昨年度の審議会で市民にアンケートをしていただいたものをご説明いただきましたけれども、大きな方針を作るに当たって、そうしたご意見の反映プロセスをどう考えていらっしゃるかを教えてください。

○近藤会長 一昨年度、昨年度は、何をするにしても、地域の人のご意見を伺うということで、ワークショップをしたり、アンケートをとりながら進めていく方針でしたが、今回のより大きなものについてはどうかというご質問です。

○事務局（西川みどりの推進課長） まず、初めのご質問についてです。

整備方針は初めてでございます。これまで、公園につきましては、みどりの基本計画が一番大きな計画でございまして、樹木や遊具についての整備の小さな方針はいろいろとありましたが、公園を総合的にまとめた整備方針は作ったことがございません。

次に、ご意見を伺う範囲についてです。

この方針につきましてはパブリックコメントが市民からの意見をお伺いするものになります。ただ、会長がおっしゃったとおり、個別の整備に当たりましては、近隣からのご意見として、お子さんや町内会、障がい者施設など、利用者から聞きながらやっていかなければならないと考えております。

○近藤会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 質問がないようですので、次に移ります。

「はじめに」と「基本的な考え」についてのご説明をお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 第1章と第2章についてご説明いたします。

【議案資料－18】まず、第1章の「はじめに」では、公園の効果、現状の整理、方針策定の目的、方針の位置付けについてご説明いたします。

【議案資料－19】初めに、公園の効果についてです。

【議案資料－20】ここでは、公園の総合的な方針を策定するに当たり、改めて公園がどのような効果を持つかを確認します。公園は存在することで生まれる効果が多様であることが大きな特徴です。公園の多様な効果として、国土交通省の「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」から引用したものを挙げておりますが、防災、環境、健康、景観、文化など、多くの効果があり、これらの多機能性が発揮されるとき、公園は都市の住環境形成において必要不可欠な施設となります。

なお、資料の上にP4とありますが、先ほど資料2としてお配りした方針（案）イメージのページ数を指しております。本日は、見比べながらの説明や審議はいたしません、参考までに各スライドに記載しております。

【議案資料－21】次に、札幌市の公園の現状の整理についてです。

（1）の公園整備の経緯、（2）の現状、（3）の課題、（4）の全国の動向の4点についてご説明いたします。

【議案資料－22】まず、公園整備の経緯についてです。

初めに、身近な公園の整備の経緯です。

1972年に札幌オリンピックが開催され、政令指定都市に移行したころから公園数は大きく増加いたしました。1973年には住区整備基本計画という生活圏の広がりに応じた道路、学校、公園の総合施設配置計画が整えられました。1975年からは10年間にわたって現在の街区公園にあたる児童公園を年間に100カ所整備する事業を行いました。そのため、この10年間で札幌市の身近な公園の数は飛躍的に伸びております。

【議案資料－23】続いて、大規模公園などの整備の経緯です。

1982年に環状グリーンベルト構想という市街地を緑の帯で包み込もうとする構想ができました。また、1999年には、おおむね各区に一つの総合公園、運動公園を配置する計画を整え、整備を進めております。

【議案資料－24】続いて、再整備の経緯です。

老朽化した身近な公園を対象に、1993年から個性あふれる公園整備事業を開始し、地域のニーズを取り入れて再整備を行っております。再整備の中には、公園の一角に就学前の小さなお子さんを対象としたキッズコーナーを整備する事業なども行ってまいりました。

【議案資料－25】次に、札幌市の公園の現状、特徴についてです。

まず、公園数が多いのが札幌市の特徴ですが、平成28年3月現在で2,727カ所ありまして、政令指定都市の中で最も多い公園数を誇ります。

【議案資料－26】続いて、公園の面積です。

札幌市都市公園条例におきまして、1人当たりの公園面積の標準を定めております。本市では、この標準値をほぼ達成しております。1人当たりの公園面積の標準として13平方メートル以上を基準としておりますが、現在は12.7平方メートルです。また、モエレ沼公園など、郊外部の公園を除いた市街地の1人当たりの公園面積の標準は10平方メートルを標準としておりますが、現在は9.7平方メートルです。

【議案資料－27】また、札幌市では、魅力的な大規模公園を整備してまいりました。各区に総合公園や運動公園があり、その中には全国的にも著名なモエレ沼公園があります。さらに、特殊公園という種類として、大通公園や創成川公園。都市緑地という種類として、石山緑地や山口緑地など、多くの大規模公園が整備されてきました。

ここまで、いろいろな公園の種類についてお話しいたしましたが、参考資料4といたしまして、現在の札幌市の種類ごとの公園数や各公園種類の説明を記載したものを皆様のお手元にお配りしておりますので、参考にいただければと思います。

【議案資料－28】次に、現状の課題についてご説明いたします。

背景には、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、また、自治体の財政状況の悪化に代表される社会状況の変化がございますが、本市では大きく三つの課題があると考えております。

一つ目は、地域間での公園配置の偏りです。中央区など、今もなお身近な公園が不足し

ている地域がある一方、郊外では狭小公園が密集している地域があります。

二つ目は、膨大な公園施設の老朽化です。多くの公園施設の老朽化に対して、今ある公園施設の全てについて、古くなったら新しいものに取り換え、今の状態を継続していくことは限られた予算の中では困難となっております。

三つ目は、ニーズの変化と機能の重複です。この三つの課題について詳しくご説明いたします。

【議案資料-29】まず、課題の一つ目である公園配置の偏りについてです。

左側のグラフのとおり、中央区では1人当たりの住区基幹公園、つまり身近な公園が非常に足りない状況となっております。右側には、参考として、公園の多い地域である豊平区西岡と中央区の公園密度の違いがわかる図を出しました。黄緑色が公園ですが、大きく異なることがわかりだと思えます。

【議案資料-30】中央区と対照的に、郊外部では小規模な開発行為に伴いまして、1,000平方メートル未満の公園が多くできており、さらに、そうした小規模な公園が密集している地域が多く見られます。

【議案資料-31】続いて、課題の二つ目である施設の老朽化についてです。

現在、札幌市の公園の老朽化が大変進んでおります。老朽化の目安である整備後30年以上経過した公園が約6割あります。

【議案資料-32】続いて、課題の三つ目であるニーズの変化と機能の重複についてです。

ニーズの変化などが原因となり、利用の少ない施設が増加しています。こちらは、公園のトイレの例ですが、小規模な公園のトイレにおける利用状況調査の結果を挙げております。利用されている公園トイレがある一方、中には、1日当たり1人にも満たないような利用の少ない公園トイレもある状態です。

【議案資料-33】また、近接する街区公園では機能の重複が見られます、三種の神器とも言われる滑り台、ブランコ、砂場が重複している状況が市内に多く見られます。

以上が現在における札幌市の公園が持つ課題となります。

【議案資料-34】ここで、全国の動向について、2点ご紹介いたします。

一つ目として、公園施設長寿命化計画についてです。

全国的に公園が老朽化していることを背景に、国土交通省では長寿命化計画の策定や長寿命化計画に基づく施設の更新を支援しております。長寿命化計画を策定することによって施設の長寿命化を図ったり、効率的な補修や更新を計画的に行うことができます。

【議案資料-35】二つ目として、「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」という取りまとめが平成28年5月に出されました。この取りまとめでは、今後の公園の政策について提言がなされております。この中では、これまでの公園の量の確保を重視してきた政策から、先ほど公園は多くの機能を持つというお話をしましたが、公園の多機能性を都市の特徴に応じて発揮させるような政策に移行すべきとされております。

【議案資料－36】ちなみに、この取りまとめの中では、これからの政策の先進事例といたしまして、2年前に札幌市緑の審議会でご審議いただきました公園の機能分担について本文中に掲載されております。本市の緑の審議会でご審議いただく内容は、全国の公園行政からも注目を受けておりますので、改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

少し話がそれましたが、以上が現状の整理でした。

【議案資料－37】次に、方針策定の目的についてです。

方針策定の目的は、2点ございます。

【議案資料－38】1点目は、緑の基本計画の公園整備に関する内容の具体化です。

平成23年3月に改定されたみどりの基本計画には、札幌のまちの全ての緑についての基本計画が示されておりますが、公園の整備については柱4の公園の魅力の向上の中で記載されております。そのうち、公園整備に関する内容を具体化し、中長期的に取り組む施策を加速度的に進めていきたいということです。

【議案資料－39】2点目は、公園整備の考え方の総合的な整理です。

今後、私どもは、限りある財源の中、公園の魅力をもっと高めることができる施策を選択する必要があります。現状の公園には、先ほどご説明いたしましたとおり、さまざまな課題がございます。この課題を解決する施策をどんどん進めていくことが必要であり、効果的であります。例えば、過去2年間で皆様にご審議いただいた内容がこれに当たります。

それと同時に、現状の公園には魅力も多くあります。例えば、造成当時からのコンセプトや何十年と時間がたって生まれた魅力もあり、この魅力については今後も守っていくべき姿であると考えております。

以上の課題解決の施策と守っていくべき姿を総合的に整理し、明示することで、今後、効果的な施策が選択できると考えております。

以上が公園整備方針策定の目的です。

【議案資料－40】次に、方針の位置付けについてです。

【議案資料－41】まず、位置付けでございます。

先ほどもお話ししましたが、みどりの基本計画の柱4の公園の魅力の向上のうち、整備に関する内容を示した方針になります。また、本方針は、個別の方針や基準、公園施設長寿命化計画を策定する上で基礎となる考えとなります。昨年度までにご審議いただいた身近な公園の新規整備方針や公園トイレに関する基準については、この下にあります各方針や基準に当たります。

【議案資料－42】続いて、方針の対象ですが、札幌市が設置する公園を対象といたします。ただ、K i t a r aなどの文化施設や円山球場などのスポーツ施設など、他の部局が設置の許可をしている施設については除きます。

【議案資料－43】次に、この方針の見直しについてです。

上位計画でありますみどりの基本計画の改定などに合わせ、必要に応じ、見直しを行う予定です。直近では、みどりの基本計画を平成32年度に見直しする予定ですので、その経

過を踏まえ、必要に応じ、部分的に見直しをすることになります。また、みどりの基本計画にかかわらず、公園を取り巻く条例や法律が変われば、適宜見直しを行うこととなります。

以上が方針の位置付けでございます。

【議案資料－44】このまま続けて、第2章の本方針における基本的な考えについてご説明いたします。

【議案資料－45】この方針では、二つの基本的な考え方がございます。一つ目は量から質への転換、二つ目は選択と集中の考え方です。

【議案資料－46】一つ目は、量から質への転換です。

これは、実施いたします主な施策につきまして、新たに公園や施設を増やす考え、すなわち量でございますが、こうして量に着眼するところから既存の公園や施設の活用を進めること、すなわち質に着眼することへ転換させるということです。

下にイメージを書いておりますが、例えば地域に広場がないという課題があったとき、これまでの施策では広場機能を持つ公園を新しく整備してまいりました。しかし、これからは、既存の公園で機能分担を図り、例えば、遊具機能が重複している地域なら、この一方の公園の遊具機能を広場に転換することで課題を解決するような施策を選択するということです。

なお、機能分担につきましては、本日はなく、次回に細かくご説明いたします。

【議案資料－47】次に、二つ目の選択と集中です。

これは、利用の多い公園など、必要性の高いところを選択し、そこに施設などを集中させることでメリハリのきいた事業を実施していくものです。例えば、公園施設では、限りある予算の中、現在ある全ての公園の全ての施設を更新することは難しい状況です。このような中、全ての公園施設を一律に少なくしたり規模を小さくしたりしてしまえば、市民や地域にとって特に利用の多い公園の魅力までも下げることになりかねません。

そこで、必要性の高いところ、ここでは地域の中で最も大きな公園である地区公園を選択し、そこに集中することで、メリハリのきいた事業を実施してまいります。選択されない公園は状況に応じて、例えば、施設に頼り過ぎないで機能を生み出すような工夫をすることで、できるだけ公園の魅力の確保に努めてまいります。

以上の二つが基本的な考えとなります。

【議案資料－48】最後に、第1章と第2章のまとめでございます。

まず、第1章のはじめには、札幌市の公園の現状、課題や、公園整備方針を策定する目的を中心に説明いたしました。札幌市の公園の現状、課題といたしましては、公園数は多いが偏りがある、大量の施設の老朽化、ニーズのずれと機能重複がございます。これらの課題を背景に、みどりの基本計画の具体化と公園整備の考え方の総合的な整理を目的に公園整備方針を策定したいと考えております。

また、第2章の基本的な考えでは、量から質への転換と選択と集中の2点を挙げました。

以上で、第1章の「はじめに」と第2章の「基本的な考え」についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

こちらも理解が難しいのですけれども、最後の（議案資料-48）です。

今までは、利用者数の偏りがある、老朽化している、機能を分担しなければならないという公園の現状と課題について議論してきました。しかし、今回は、同じような内容を量から質への転換、選択と集中と言葉を変えて言っていると捉えているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） そのとおりでございます。

○近藤会長 言葉は換わりましたが、これまでの考え方を踏襲して、新しく作っていかうというお話だったと思います。

どこからでも結構ですので、ご質問やお気づきのところがあればお願いいたします。

それでは、（議案資料-46）をお願いいたします。

このように、量から質へという言葉だけを聞きますと、数は増やさず、機能分担を進めていくというイメージにとられるのです。そうすると、数を減らすのかとなってしまうと思うので、考え方についてももう少し補足していただけないでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 次の章でのご説明になりますけれども、今のところ、減らす予定はございません。

これまでは、とにかく新しいものを造っていくことでしたが、それがなかなか難しくなってきたところです。そのため、これから先については、ここでは広場が必要ということ为例示しておりますが、広場が必要であり、似たような公園が複数あれば、そのどちらかに広場の機能を持たせればいいのではないかということです。もちろん、複数の公園がない場合は別の手だてを考えなければなりません。

○近藤会長 増やすのでもないけれども、減らすのでもないということです。

ほかにご質問はございませんでしょうか。

○森本委員（議案資料-39）では、現状の公園の課題と魅力が整理されておりますね。その中で、時を経て得た魅力とあり、こちらが気になっております。具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） いろいろあると思うのですが、例えば、樹木が大きくなり、小さな木が林になったこともございます。このように、公園の姿がだんだん変わり、そのシンボリックなものになることもあります。あるいは、その公園や広場が使われ、地域のお祭りが根づき、伝統になったものもあります。

こうしたものが時を経て得た魅力と考えております。

○森本委員 とてもいいアイデアだと思いますので、これはぜひ入れていただきたいと思っております。

その一方で、現実を見ますと、私の住む近くの公園では、立派に育ったプラタナスが間引きされたのです。どうしてかと思っていたのですが、恐らく、近隣の住民の方から、落ち葉や虫の害に関して苦情があったのかなと想像しているのです。しかし、地域住民の私でさえその理由を知らないのです。

札幌市でこうした立派な目標を立てても、地域の人たちに浸透しないとなかなか実現できないのかなと感じますが、どのようにお考えでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 確かに、根っこの方針がどんなに立派でも個別の公園によって実情や周りの方の声、実際に課題となる事柄がありますので、ケース・バイ・ケースで作らなければならないこともあるかと思います。

ただ、基本的には、私どもとしては緑を増やしていきたい立場ですけれども、住んでいる方の声もある程度は尊重していかなければならないので、そのようなことも起こり得るのかと思います。

○近藤会長 僕らは緑を増やそうと思っているのですけれども、人によっては緑が要らないということも出てくるかもしれません。みんなのご意見を聞くとそうになってしまうこともあるのでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

○小篠委員 量から質についてのお話です。

たまたま広場機能が事例として出ていましたけれども、都市計画にかかわる者として思ったのは、公園をどういうふう位置付けるのかということかと思っています。

広場と言ったとき、ここで言っている広場は、木がない平たい場所のことを言っているのか、もっと都市的なものがそこまでの機能を持つというふう言おうとしているのかというと、きっと公園の範疇なのだろうと思うのです。そこで、私からあえて言いたいのですけれども、それでいいのでしょうかということです。

量から質に転換しようとしたとき、公園は公園の中だけで担保すると。先ほど、K i t a r a など、ほかの都市施設が入っているものは除外するとおっしゃいましたが、住環境形成において公園は不可欠なものだというような高邁な理想を掲げておきながら、それぐらいの範疇の中で物事を処理しようとして大丈夫なのかと不安がよぎります。

その辺はどう理解すればいいのでしょうか。こうだと決めていただくのだったら、私はそれで理解いたします。

○近藤会長 済みません。もうちょっと簡単に言うと、どういうことですか。

○小篠委員 公園の範疇の中だけで計画を考えるのかということです。

公園の量を考えるのだったら、公園をどんどん整備していくという話になると思うのですけれども、そういうことではなく、質で考えると利用の話になると思っています。それは、例えば広場的な利用ができるとすれば、今までの公園のルールを踏み越え、パブリックな利用ができるなど、境界が外れていくだろうと思うのです。

そこで、どこまでを考えて議論すればいいのか、枠組みを教えてくださいというこ

とです。

○事務局（西川みどりの推進課長） 今回、整備方針をうたっておりますが、今、委員のご指摘のとおり、利用という観点も非常に大切だと思っております。

これから先、公園の運営や管理について別に方針を立てていかなければならないのですが、今回は整備に着目しております。利用の仕方についてはこの中では整理しておりません。ただ、言われたように、利用の仕方は今後やっていかなければなりませんし、公園の使い方には制限があることもよく聞きます。

先ほど申し上げましたが、国の提言の中ではもっと使えるようにしようではないかということがうたわれております。これを受けまして、これから先、利用や運用のあり方については整理していかなければならない事柄だと受けとめております。

○小篠委員 すごく大事なことだと思っております。

事例を申し上げますと、南1条西20丁目の裏参道に斜めの道路があるのですが、そこを廃道にして、公園に整備し直したのです。ですから、道路から公園に整備することはあるのだけれども、公園というサンクチュアリーに入ってしまうと、公園の条例が適用され、公園としてしか使えないという話になってしまうのですね。

管理側からしてみればいいのかもかもしれませんが、市民側から公園の質を考えたとき、もう少し踏み込んだ考え方をしなければならないと思っておりましたので、その辺についてご質問させていただきました。

○事務局（北原みどりの推進部長） 補足させていただきます。

今、小篠委員から言われたことは非常に大きなテーマになるわけです。まちのあり方にとって公園はどんな役割を果たすのか、そうした議論があっているのではないかとということで、それはごもつともな話です。

今我々が提案しているのは、委員から見れば矮小ではないかと思われるかもしれませんが、公園の枠の中でどういう工夫ができて、どういうあり方を模索すればいいかというものです。ですから、この中には小篠委員がおっしゃっているほかの部門との柔軟な対応というような踏み込みの記述はありません。ただ、そこについては議論の余地があるところですし、この審議会でもご議論をいただいても構わないと思います。もちろん、私どもといたしましても、拒否するつもりはありません。

これから説明する具体的な部分でありますけれども、今回、公園の廃止についてはうたっておりません。それはなぜかという、もうちょっと大きなまちづくりの全体の中で議論されていいと思いますし、私どもとしてもそうした土俵には乗っていくつもりですが、内部計画としては自分から首を差し出すものを最初から作り出すのは難しいということで、提案には入っておりません。ただ、委員からの提言等がありましたら、私どもでは盛り込むことを拒否するつもりは全くございません。

○小篠委員 そういうことであれば、その点も含めて議論していかないといけないと思います。

多分、中央区の現状として街区公園などが無い地域をどうしていくのかを考えようとしたときにこの議論に必ずなると思いますので、そのところをポイントとして議論できるアローアンスを持って進めていただければうれしいと思います。

○近藤会長 公園の提案ですので、公園の範疇から抜けた話は提案者からはしにくいと思いますけれども、委員の側からそういう意見があれば何らかの形で盛り込むことも可能だということだったかと思います。

すぐに現状を変えるのは無理でしょうが、こうしたらどうだという意見は盛り込めるかと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○新海委員 今回、これを見て、新しいアイデアを取り入れる、積極的に魅力を向上、施設を充実、質を上げるというお話を聞いていると、ここに何か足りないから入れ換えて充実させるだけではなく、何かおもしろい要素を取り入れたいのかなという印象を受けたのですね。

例えば、大通公園の何丁目かに大きな滑り台がありますよね。ほかにはない魅力があって、子どもたちもすごく楽しそうに遊んでいるのですね。実際に私は遊ばないですけども、魅力的な公園として目に映るのです。

このように、公園の設備としてどういうものをつくるかまで踏み込んだ質という意味なのか、単純に不足しているものを充実させる質なのかが見えないのです。

○近藤会長 三種の神器と言われましたけれども、既存のものでやっていくことを目標にしているのか、これまでより魅力的なものを進めていくのか、その辺をもう少しわかりやすくしてほしいというご意見だったかと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 今、三種の神器がある公園が多いところですが、そういうもので遊ばれているかという、必ずしもそうではない事実もございます。

先ほど、選択と集中というお話をしておりますが、選択したところには、三種の神器ではなく、新しいものを地域のご意見を伺いながら導入することも可能なかと思えますし、そうすることによって魅力的な公園が生まれるのではないかと思います。

ただ、そうしたものをいっぱい作ることはなかなか難しいですから、反対に、施設をなくし、広場にして、集う場を持ってもらうなど、メリハリをつけながらやっていこうと考えております。

○新海委員 そうした中身については公園をつくるときの考え方であって、今回はその前段階という認識でいいのですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） はい。

○近藤会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、皆さんからご意見をいただきましたので、第1章の「はじめに」と第2章の「基本的な考え」について意見をまとめたいと思います。

ご意見が幾つか出ましたが、一番大きなところは、街の中の公園が今までの公園のようなあり方でいいのか、もう少し公園として利用できる範囲を拡大することを意見として盛り込んでいこうということだったかと思います。文言を選ばなければなりません、そうした考え方をできる範疇で組み入れていただきたいと思います。

ほかに抜けているものはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○近藤会長 それでは、1時間過ぎましたので、休憩をとりたいと思います。

14時45分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[休 憩]

○近藤会長 それでは、時間になりましたので、再開いたします。

次に、第3章の公園の配置から見る将来像について、また、第4章の公園の配置に関する施策について、続けてご説明をお願いいたします。

○事務局(西川みどりの推進課長) 【議案資料-49】引き続きまして、第3章の1と第4章の1の公園の配置の方針についてご説明いたします。

冒頭でもご説明いたしましたが、全体の内容を配置、種類、施設の三つに分けております。そのうち、まずは配置についてのご審議をお願いいたします。

構成ですが、第3章の1で将来像を示した後、将来像を達成するための施策を第4章の1で示しております。施策では、1の新規整備、2の拡張、3の統合があります。

【議案資料-50】まず、公園の配置とは何かです。

公園の配置とは、公園の数や規模、位置などにかかわる内容です。整備内容でお伝えするほうがわかりやすいかと思いますが、新しく公園をつくる新規整備、既設の公園を広げる拡張、複数の既設公園を合わせて大きくする統合、そして、既設公園をなくす廃止、こういった整備に関することが公園の配置だとイメージしていただければと思います。

【議案資料-51】それでは、公園の配置の方針に関する将来像についてです。

【議案資料-52】まず、現状と課題です。

第1章でご説明いたしましたが、札幌市では、公園の総量は充実しております。ただし、地域間で偏りがあり、主に中央区などで身近な公園が不足しております。一方で、郊外では狭小公園が密集している地域がございます。

【議案資料-53】この現状と課題を背景に将来像を二つ設定いたしました。

一つ目は、都心など、古くから開けている既成市街地等におきましても身近な公園の機能が確保されていることです。この将来像を実現するための施策として新規整備と拡張があります。これは、昨年度に緑の審議会でご審議いただきました内容となります。

なお、このパワーポイントの表示でございますが、“基本的な考え方”にはこのように色をつけた四角で囲っておりますが、昨年度までに緑の審議会でご審議いただいた内容に

つきましては、このように灰色で塗られた四角で囲っております。

【議案資料－54】二つ目は、公園が密集している地域では、近接した公園で機能が分担されているか、密集している状態が解消されている状態です。例えば、この図のように公園が密集している状態に対して、左のように、公園そのものは変えず、施設や機能で工夫する機能分担を行うか、右のように公園を統合することによって密集状態を解消するか、どちらかが行われていることを将来像としました。

【議案資料－55】次に、二つの将来像を実現するための施策について、3点ご説明いたします。

【議案資料－56】最初に、新規整備です。

新規整備につきましては、一部、昨年度の審議会でご審議いただいた内容も含まれます。

一つ目は、街区公園以外の公園については、基本的に新規整備を行わない考えです。これにつきまして、札幌市の公園総量は十分であることから、既設の公園の活用が基本ということが前提にあります。また、街区公園以外の公園は、面積が大きいため、公園を造るときには用地の取得費用や整備費用が高額となります。加えて、広い公園の維持管理費は、未来にわたって続く大変大きな負担です。そこで、新規整備は規模の小さい街区公園に限って考えます。

【議案資料－57】二つ目は、昨年度にご審議いただいた内容です。冒頭でもご説明いたしましたが、街区公園の新規整備は、人口が増加し、公園が少ない地域など、必要性が高い地域に限って実施いたします。この図の赤色の新規整備推進地域と黄色の狭小公園活用地域に限ることとし、それ以外の地域では基本的には新規整備は行いません。

【議案資料－58】三つ目も、昨年度にご審議いただいた内容です。街区公園の新規整備では、地域に必要な機能を一通り確保できる最低面積としておおむね1,000平方メートル以上を確保するように努め、また、街区公園の標準面積の2,500平方メートル程度の確保を目指します。

以上が基本的な施策になります。

【議案資料－59】さらに、詳細な内容を3点ご説明いたします。

新規整備は、街区公園を必要性の高い地域に限定して1,000平方メートル以上、かつ、標準面積を目指して実施するとしましたが、例外もございます。

一つ目は、例えば再開発を初めとするまちづくりに関する事業など、札幌市全体の施策に関連する場合は、公園を整備する必要性とその効果が高いことから必要性が高い地域以外でも新規整備の実施を検討いたします。

二つ目は、開発行為に伴う新規整備につきましては、法律に基づくものですので、近くに街区公園がない場合などには引き続き実施してまいります。

三つ目は、公園の面積についてです。大型の公園が不足して、必要性が高い地域においては、用地を確保できる条件がそろえば、標準面積2,500平方メートル以上の面積にすることも検討いたします。例えば、5,000平方メートルであれば、大型の公園でなければ設置が

難しいボール遊びなどが自由にできる広場を造りやすくなります。

以上が新規整備の考え方です。

【議案資料－60】続いて、施策の二つ目の拡張の考え方についてです。

【議案資料－61】一つ目として、基本的に新規整備の考え方に準じます。新規整備の考え方は、人口が増加し、公園が少ない地域など、公園の必要性が高い地域に限って整備するという考えですので、拡張につきましても赤色と黄色の地域に限って実施することといたします。また、新規整備と同じように、札幌市全体の施策に関連する場合などは、赤色と黄色以外の地域でも拡張の実施を検討いたします。

【議案資料－62】二つ目として、拡張の対象は基本的に1,000平方メートル未満の街区公園に対して実施します。例えば、現状で600平方メートルの公園がありまして、そこを500平方メートル拡張して、1,100平方メートルの公園とするなど、面積を1,000平方メートル以上が確保できる場合、拡張の効果が高いと考えます。

また、新規整備と同様ですが、地域に大型の公園が不足し、必要性が高い場合、標準面積2,500平方メートル以上にすることを検討いたします。例えば、現状で1,500平方メートルの公園があり、その横に3,500平方メートルの用地が確保できる場合、合わせて5,000平方メートルの大きな公園にするケースです。

【議案資料－63】さらに、拡張に関するものとして、既設公園の課題の改善が必要な場合には、地域や面積によらず、拡張の実施を検討できるものとします。例えば、左の写真のように、公園の隅に防火水槽が設置され、公園が使いにくくなっている場合は、この部分を公園用地に拡張することで公園が使いやすい状態になります。

写真では見にくいと思いますが、後ろ側に地下鉄のシェルターが見えます。左側の写真は消防局が持っている防火水槽で、柵をしております。右側の写真の電線の向こう側にある縦に長いステンレスのものが防火水槽の取水口で、全体を公園に取り込んで、広く使えるようになりました。このような場合は拡張を検討してまいりたいということです。公園の出入り口も面積も広がるので、遊びやすくなります。

以上が拡張についての考え方です。

【議案資料－64】3点目は、統合についてです。

【議案資料－65】まず、統合とは何かということですが、複数の公園を合わせて一つの公園にする手法であり、つまり、公園の廃止を伴う新規整備や拡張ということです。例えば、A公園とB公園があった場合、A公園とB公園の両方を廃止して、別の土地でC公園を新規整備するケース、または、B公園を廃止してA公園を拡張するケースなどが考えられます。

【議案資料－66】統合の効果は、複数の小さな公園が一つの公園になることで維持管理の集約が行われます。また、小さな公園には設置できなかった広場など、面積を要する施設が設置可能となり、魅力アップにもつながります。

一方で、統合には懸案がございます。それは、統合するまでのハードルがあり、統合に

投資が必要だということです。例えば、小さな公園の廃止につきまして、周辺にお住いの方々から合意が得られるか、また、廃止する狭小公園の候補が複数ある場合、どちらにするか選定はできるのか、廃止後の不要になった公園を売却できるかどうか、そもそも、統合して大きな公園を設置できる用地があるのかなど、統合するまでのハードルは高いと考えられます。

【議案資料－67】そこで、札幌市では、統合の検討はその効果が十分に認められる場合にのみ限定するよう留意することといたします。

効果が十分に見込める場合の一つとして、再開発など、面的なまちづくりの事業が行われる場合です。そのほか、広い公園が不足している地域で、地域が主体的な取り組みをしており、まちづくりに寄与する効果が高い場合です。

以上のようなケースでは統合を進めてまいります、それ以外については積極的に検討しない方針であります。

公園密集地域では、もう一つの施策として、公園機能の分担を実施することで、現況の公園の中でも統合に近い効果を引き出すことができるケースがあります。現実的には、統合よりも機能分担を中心に実施していくことになると考えております。

以上が統合の説明でした。

【議案資料－68】最後に補足といたしまして、公園の廃止について少しご説明いたします。

公園の廃止につきましては、都市公園法の中でみだりに都市公園を廃止してはならないと定められております。都市公園を廃止してもよい場合が三つ挙げられておりますが、一つ目の都市計画道路が公園と重複する場合など、公益上、特別な必要がある場合を除き、法律の壁が高いところです。そのようなことから、現時点では、札幌市において、公園の単純な廃止について検討しないことといたしたいと考えております。

【議案資料－69】それでは、公園の配置の方針のまとめです。

課題といたしましては、公園の総量が充実する中、身近な公園が不足する地域があり、一方で狭小公園が密集する地域もございます。そこで、将来像としまして、公園が少なく、人口が増えているような地域には公園を確保する状態を掲げます。公園が密集している地域では、機能分担か密集している状態が解消されていることを将来像といたします。

そのための施策といたしまして、公園が少なく、人口が増えている地域には、新規整備や拡張を街区公園に限定し、その区域を必要性の高い地域に限定した上で、おおむね1,000平方メートル以上の公園が整備されるようにいたします。

また、公園が密集している地域に対しては、密集を解消できる施策として統合がございますが、これは効果が見込める場合に限定し、実際には機能分担が主な施策となります。

【議案資料－70】こちらの表は、新規整備、拡張、統合、廃止の四つの施策に関する基本的な情報をまとめたものになります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

将来像とそれに対する施策をまとめてお話しいただきました。ですから、目次では、第3章で将来像を言って、第4章では施策を言っているのですが、説明では将来像とそれに関する施策についてそれぞれまとめて説明していただきました。

パワーポイントの灰色で網かけしているところは、一昨年度、昨年度のお話ですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） はい。

○近藤会長 まず、皆さんからご意見をいただけませんかでしょうか。

○山田委員 思い違いかもしれませんが、平成26年度の機能分担の審議の際に小さな公園の統廃合についてお聞きしたとき、札幌市では考えておりませんというご説明があったような気がするのですが、何か変わったことはあるのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 統合については積極的には考えていなかったかと存じます。

○近藤会長 私も統合については気になっておりました。

（議案資料－65）から（議案資料－67）に統合に関する記述がありますね。赤色になっているので、今回新しく出てきたところですね。ということは、一昨年度、昨年度にはこの話はなかったということですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） ないと考えております。

○近藤会長 私も忘れておりますが、なかったでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 廃止の話はあったかと思いますが、統合の話はしておりません。

○近藤会長 （議案資料－65）から（議案資料－67）に統合という言葉が出てきていますね。

そこで質問ですが、統合することによってどんないい効果があるのでしょうか。それがわかりにくいと思ったのです。

○事務局（西川みどりの推進課長） 小さい公園が大きくなりますので、維持管理が集約できます。また、公園が広がりますので、広場のほか、面積を必要とする大きな施設を設置することが可能になります。ですから、効果としてはこの二つが挙げられます。

○近藤会長 ただ、そんなにうまくいくかはわからないので、積極的には考えないということでした。

ほかにございませんでしょうか。

初めの説明のときに公園を少なくしないという話をしたのですがけれども、公園をみだりに廃止してはいけないと書いてありますので、よほどではないと少なくなることはないのですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） 統合につきまして一つだけご説明いたします。

（議案資料－33）をご覧ください。

先ほどの現状の整理の中で、近くにある二つの公園について、機能が重複していますと

ということで例を挙げたかと思いますが、これは前にもお出ししたものです。

すぐ近くに250平方メートルの公園と168平方メートルの公園がある場合、これを統合しようとしたします。そのとき、奥にある広い公園を生かそうとすれば、隣にある住宅にどこかに行ってもらわなければなりません。運よくどこかに行ってくれ、かつ、土地の取引が成功すれば、そこを公園にできます。

また、その場合、手前にある公園はなくすことになります。ここの土地を札幌市で持っても不要となりますから、売却しなければならぬのですが、それが可能かどうかです。そういう意味では、力わざですし、人工のかかる仕事となります。

さらに、隣の家が何平方メートルかはわかりませんが、60坪だとしても、200平方メートルですので、253平方メートルの公園が453平方メートルの公園になったからといって状態がそれほど変わるか、効果がそんなに上がるのかということがございます。

ですから、先ほど挙げたような統合は、量が多いけれども、それほど効果があるのかというところなんです。ただ、よほど都合のいい案件がありましたら統合はいたします。あるいは、地域で再開発などの土地のやりとりがあったときに乗ることはあるかもしれません。しかし、隣の地主のところに行って、この土地を売ってくださいとか、土地を売りますとかということはかなりハードルが高いと認識しております。

○近藤会長 そう簡単に統合はできませんし、非常に都合のよい状況でなければ統合には進まないということでした。

ほかにございませんでしょうか。

○久保田委員 お聞きしようとしたことを今のご説明で半分ぐらい理解したのですが、新規整備、拡張、統合という三つの手段を抱えていらっしゃるんですが、統合の可能性は本当にあるのかをお聞きしたかったのです。特に中央区でやろうとすると、積極的には行わないというか、実際には可能性がないぐらいのイメージで捉えていいのでしょうか。

あるいは、新規整備についても中央区であればなおさらだと思いますが、再開発が伴ったときぐらいしか現実には考えられないという気がするのですね。

拡張については、（議案資料-33）でこういう例があるということはわかりましたが、今言ったようなイメージで考えていてよろしいのでしょうか。それとも、別の新規整備や統合の可能性が具体的にあるのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 新規整備につきまして、中央区が少ないと再三申し上げておりますけれども、国や道が官舎等の廃止に伴い土地を売却する場合に、まず行政利用の照会があります。その場所がたまたま公園の不足している地域で、面積的にもよろしいときには積極的に手を挙げたいと考えております。

それでできましたのが南17条西16丁目に伏見もいわ山公園です。開園初日から物すごい数のお子さんが遊んでおり、造ったかいがあったと思っております。

このほかにもいくつか検討中です。去年は、北1条西18丁目にある气象台の官舎がなくなり、北1条おてんき公園が完成いたしました。

今スライドに出ているのが伏見もいわ山公園です。2,000平方メートルの公園でして、開園初日の夕方に写真を撮りに行きましたが、お子さんたちが遊んでおりまして、非常にいい効果が得られたと考えております。

また、拡張は、今ある公園の隣にうまく土地があるわけではありませんが、たまたま、去年、地下鉄北24条駅のすぐ近くに北24条第一公園というところがあるのですが、隣が市営住宅の土地で、団地が高層化したため、たまたま空いたものですから、そこを拡張いたしました。新規整備につきましても拡張につきましても、確率は低いのですが、門戸を閉じるとそれで終わってしまうので、できることはうたっていきたいと考えております。

○近藤会長 新規整備も拡張も非常に難しいけれども、書いておかないといざというときにやりにくいので、チャンスがあれば進めたいというお考えだということでした。

おおむねこういうことでよろしいでしょうか、それとも、ここはこういうふうに変えたらいいのではないかというご意見があればお願いいたします。もちろん、ご質問も遠慮なくお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小篠委員（議案資料-59）ですが、新規整備のところでも再開発のお話がありましたね。

都心部で、公園というか、公園的な空間が整備される可能性があるのは再開発なわけです。公開空地をとらないと容積率を割り増しできないので、北1条西1丁目のところもそのようにしてとっているのですけれども、オープンな空間ができるのです。創世1.1.1区(さんく)でもやるかどうかは知りませんが、公園的なスペースにすることは可能です。

ただ、そのときに言っている公園と、先ほどに事例もありましたけれども、子どもたちが遊ぶ街区公園とは質が全然違うと思うのです。

そうしたとき、再開発サイドにどういう公園をここでは整備すべきという話をしているか、何となくオープンなスペースができればいいでしょうというぐらいの話にしかないのではないかなと思うのです。そうしたことについてもう少し深く言うことはしないのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） おっしゃるとおり、都心部では、正直、都市公園、街区公園を造るスペースはなかなか厳しいと思っております。実際の話、公開空地のような形で緑あふれるオープンスペースを造っていただくことで精いっぱいではないかと思っております。

まだ再開発をする予定がございますが、例えばJR篠路駅の周辺などでは、東側あたりだと、公園が若干足りないところがありますので、そのような住宅地では公園を造っていただくようアピールしていけるのかと思っております。

ただ、都心部ではハードルが高いと考えております。

○小篠委員 どうしても公園というイメージは街区公園的な地域の方々が遊ぶ場だと枠組みをしないと話が進まないということなのではないでしょうか。再開発に言及するのであれば、そうしたことを言及しないとだめなのではないかなと思うのです。

○事務局（北原みどりの推進部長） （議案資料－57）をご覧ください。

前回に審議していただいた都心部周辺の必要区域は、本当の都心は除いております。マンションが連立するようなエリアを狙って、街区公園の必要性もニーズも投資効果もあるだろうということで設定させていただいております。

都心はいろいろな形で動いていますが、そういうところで公園や緑のスペースをどう考えるかは今回のテーマとは別の視点が必要です。私どもでは、そうしたいい空間作りに協力していきたいと思っていることから、積極的にかかわり、参画しているのですけれども、そのときは必ずしも公園にこだわってはおりません。あくまでもオープンスペースがどうあるのが一番いいのかという観点で、特に都心や駅周辺については、そういう意識で我々も議論に参加しております。ですから、都市公園にこだわってはおりません。

○小篠委員 実は、創成川の東側のところが赤色ですね。そこでは再開発が起きておりますし、市のプロジェクトもこれからたくさん動くのかと思います。そういったところでどうされるのかがあるのではないかと考えて話をいたしました。

○事務局（北原みどりの推進部長） ケース・バイ・ケースとしか言いようがありませんね。

○近藤会長 再開発のときにオープンスペースを造らなければいけません、みどりの推進部の人が意見を言えるようになっているのですか。

○事務局（北原みどりの推進部長） なっておりますし、なるように私たちも働きかけています。

○近藤会長 現状ではどうですか。

○事務局（北原みどりの推進部長） 都心部も駅周辺もそうです。都心まちづくり推進室や都市計画部と常に情報交換しながら、開発動向とまちのあり方について、我々がアピールできるものや貢献できるものがないか、意見交換しながら施策の推進に協力しているところです。

○近藤会長 都市公園ではなくても、緑のスペースがあれば、みどりの推進部の人がかかわれるということですね。

○事務局（北原みどりの推進部長） 我々は公園部ではなく、みどりの推進部ですので、そういう広い観点で参画しております。

○近藤会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ご意見やご質問はありましたが、ここをこう変えたらどうだというご意見はなかったと思いますので、札幌市の方針についてはご了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ありがとうございます。

続きまして、本日最後の審議になりますが、第3章の公園の将来像と第4章の将来像の実現に向けた施策のうち、公園施設に関してお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 【議案資料－71】第3章の3、第4章の3の公園の施設の将来像とその施策についてご説明いたします。

第3章で将来像を示し、それを実現するための施策を第4章で示しております。

【議案資料－72】まず、公園の施設についてですが、遊具や休憩場、便所などのほか、園路や築山、樹木など、公園に設置されているものは全て公園施設となります。

【議案資料－73】それでは、第3章の3の将来像についてです。

【議案資料－74】まず、現状と課題についてです。

冒頭の第1章でもご説明いたしましたが、公園施設は、樹木を除いても約10万基あり、大変多い状態です。また、公園施設の老朽化に伴いまして、補修や更新にかかわる負担が大きくなっております。財政状況の悪化などから十分な対応を行うことが困難となっており、安全確保を図ることが難しくなり始めております。

一方で、少子高齢化の進行などとも相まって施設の使用頻度が低下している施設が見受けられます。また、バリアフリーや遊具の新しい安全基準などへの対応が求められております。

【議案資料－75】こういった背景をもとにいたしまして、施設の視点から将来像を三つ挙げます。

将来像の一つ目は、限られた予算の中、公園施設の補修や更新が計画的に行われ、施設の安全が確保されている状態です。施設の安全が確保されているというのは、老朽化が進めば更新がしっかり行われていること、また、日常的な維持管理の中で、破損があれば、補修が適切に行われていることが必要です。

そのための施策は、1として、公園施設長寿命化計画の活用、2として、公園施設の見直しになります。

【議案資料－76】将来像の二つ目は、施設が公園の規模や利用量等から見て適切な量で、コストダウンにも配慮されているということです。

そのための施策は、公園施設の見直しと樹木整備になります。

【議案資料－77】将来像の三つ目は、バリアフリーに対応するとともに、各種施設の新しい安全基準などに適合している状態です。安全基準につきましては、右下にございますが、重大事故を予防するための基準とされております。例えば、この写真は、雲梯ですが、子どもたちが雲梯の上から落下したとして、頭や胴体が挟まって宙ぶらりになると重大な事故になります。これを防止するため、写真の部分の間隔を230ミリ以上として、子どもがすくとんと下に落ちるような考えが安全基準としてつくられております。

【議案資料－78】次に、第4章の3の将来像を実現するための施策を四つ挙げております。

【議案資料－79】まずは、公園施設長寿命化計画の活用です。こちらにつきましては、平成26年度にご審議いただきました内容です。

機能分担や施設の見直しの考えなどを長寿命化計画に反映させることで公園施設の補修

や更新を効率的、効果的に進めるものです。ここでは、平成26年度の審議内容を反映させた例を出しました。

A公園は街区公園であり、トイレは廃止を前提に検討するという方針がございますので、更新時期の平成40年度では廃止を前提としております。機能を絞るB公園では、全面整備時に遊具を廃止する計画としております。

【議案資料－80】次に、二つ目の公園施設の見直しについてです。こちらも平成26年度に一部をご審議いただきました内容です。

【議案資料－81】1点目は、公園の規模や利用量などから費用対効果に見合う施設となっているかを検討し、施設総量のコントロールや施設配置などの見直しを進めるというものです。平成26年度にご審議いただきました有料テニスコートの総数削減や街区公園トイレは廃止を前提に検討するなどのように、利用が少ないものについては数を減らすことでコストダウンにつなげていきます。

公園施設は多種多様であることから、今後、いろいろな施設について、必要に応じて個別に整理や廃止などの基準を設けることといたします。また、施設の数だけではなく、低コストで耐用年数が高い施設を採用したり、広場など、施設に頼らない整備を進めるなど、さまざまな視点で見直しを進めてまいります。

【議案資料－82】次に、2点目は、狭小な公園の中でも特に利用の少ない公園などでは積極的に施設の撤去を進めていくというものです。平成21年度の利用実態調査の中で公園の面積が小さければ利用が少ないということがわかっております。機能を絞る公園を初め、利用の少ない狭小公園については、費用対効果から判断して、公園施設を最低限とします。例えば、遊具などを減らし、代わりに広場などの施設に頼らない機能に転換し、積極的に施設の撤去を進めていく方針とします。

【議案資料－83】続いて、3の樹木整備です。

【議案資料－84】公園の樹木は、都市景観を向上させるとともに、環境保全に資するため、とても重要と考えております。そこで、公園内に樹木を一定程度確保することを基本とします。これは、新しい考えではなく、これまでの考え方を継続することを明示したものです。

【議案資料－85】続いて、4のバリアフリー化についてです。

【議案資料－86】園路や便所など、バリアフリー化が必要とされている施設につきましては、長寿命化計画に基づき、更新の機会にバリアフリー化を進めます。バリアフリー化が必要な施設を新しくする際は、バリアフリーの基準に適合させます。そのほか、公園の利用量などを加味して計画を進めます。例えば、地下鉄駅やJR駅周辺等の大規模公園は、道路と連携させ、駅から公園までのバリアフリー化にあわせて公園内のバリアフリー化を進めます。

【議案資料－87】まとめになります。

公園の施設は、現状、課題としまして、施設の老朽化や利用が少ない施設が散見されて

おります。また、バリアフリーなど、新しい基準への対応が求められている状況です。

これを背景に、将来像では、施設の安全が確保され、公園の規模や利用量などから適切な施設量となっており、新しい基準にも適合していることを挙げております。

施策といたしましては、長寿命化計画を活用することで計画的な更新や補修を行うこと、そして、公園施設の見直しを図り、費用対効果などから配置等を検討することに加え、利用の少ない狭小公園の施設の削減を進めてまいります。

公園の樹木は、引き続き一定程度確保し、バリアフリー等の基準につきましては施設の更新時に適合させてまいります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○近藤会長 この施設の将来像と施策は、ほとんどが平成26年度の機能分担と長寿命化計画を踏襲したものだと思いますけれども、いかがですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） はい、踏襲か延長となります。

○近藤会長 ですから、平成26年度にご審議いただいたもののままのほうがわかりやすいと思うのですが、言葉を変えて書き直しております。そして、新しいところは更新のときにバリアフリー化をするだけですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） そして、樹木の関係です。

○近藤会長 樹木はこれまでどおりですよ。

これについてご意見やご質問をお受けしたいと思います。

こういうふうに言葉を変えて混乱しませんか。今までのものと内容は同じなのに、新しい方針では言葉がかなり変わっていますよね。でも、言っていることはほとんど同じです。ずっと同じような表現を使ったほうがわかりやすくなると思いますが、どうでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 平成26年度は、結局、個別のことについてご審議いただいたので、大きくまとめるとこういう言葉になるとご理解をいただければと思います。

○近藤会長 わかりました。

ほかにございませんか。

○森本委員（議案資料-82）の狭小な公園の見直しの方針についてです。

狭小の公園の中でも特に利用の少ない公園などでは積極的に施設の撤去を進めていくことにより、どういう年齢層の利用を増やそうとしているのか、あるいは、利用が少ないままでもいいと考えているのか、お考えをお聞かせください。

○事務局（西川みどりの推進課長） 利用が少ない公園ですので、施設の利用も少ないので、利用数を減らすことは考えておりません。もともと少ないので、撤去しても影響は少ないだろうと考えております。また、広場とすることで別な利用ができるのではないかと考えております。

○森本委員 それは、具体的にどのようなことが考えられますか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 町内会や老人クラブの活動など、コミュニティの場としても使えるのではないかと考えております。施設がなく、砂場がなく、フラットにな

ることで使いやすくなることが想定されます。

○森本委員 その考え方については賛成ですが、ぜひ加えていただきたいと思いますのは、まだ歩けないような小さな赤ちゃんについてです。遊具で遊ぶことができない年齢層の子どもへの対応はこれまでの公園にはほとんどなかったのではないかと思います。

コミュニティの場と赤ちゃんへの対応は非常に共通すると思うのです。仰々しい施設は全く必要なく、裸足で歩けるような草むらがあるだけでもいいのです。そこに乱暴な小学生以上の子どもたちが入ってこられないようなルールをつくとより安全に遊べる場になるのかもしれませんが、それは、ご老人の方や地域の方のコミュニティの場とも相容れる使い方だと思います。

就学前という言葉があったのですけれども、その中でもより低い年齢層、まだ歩く前の子が集まれる、そして、お母さんが一緒に集える場という考え方に広げていただければよりいいのかと思いました。

○近藤会長 よちよち歩きの子どもの場所が欲しいということですね。ただ、小学生が入ったらいけないと言えるのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） どんな施設がいいのかは地域の方と考えますけれども、街区公園については地域のルールをつくることはできなくはありません、それは、地域の方がご納得されればできるのかと思います。

○森本委員 広い公園ではなく、狭小な公園がそういう場に適しているのではないかと思うので、ぜひコンセプトを広げていただきたいと思います。

○近藤会長 前回の話を思い出すと、公園を見直すにしても機能分担をするのにしても、地域の住民との話し合いが必ずついてきましたよね。ですから、その辺は皆さんのご意見を聞いて、地域ルールを適用できるかはわかりませんが、ある程度絞ってできるのかと思いますが、どうですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 特に小さい公園につきましては、こちらから示している禁止事項などもありますが、条例で定めている禁止事項ではなくても、地域でルールをお決めいただくこともありではないかと考えております。ただ、こちらからのお仕着せで出すのではなく、皆さんが話し合って納得されたものにすべきだと思いますので、相談が来たら柔軟に考えたいと思います。

○近藤会長（議案資料-82）はそうした気持ちが入るような文言に修正していただけたら森本委員のご意見が反映されるのではないかと思います。

難しいですけれども、表現の問題だと思います。

機能を絞るといふところにかかってくると思うのですけれども、どういったらいいのでしょうか。

○森本委員 もしかしたら、本文の中でもっと詳しく述べられるのかもしれませんが、このままだと使われないからコスト削減のために取り払いますというようなマイナスのイメージしかありません。ですから、むしろ地域の人たちの活性化のため、ご老人や小

さい子どもたちの集える場にしましょうというような積極的な表現になるといいのかと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） この中では、規模の大きさなどを考えまして、住民に説明を行ったり、あるいは、物によっては独自で撤去することがあるかと思います。例えば、ベンチが壊れていて、使われないものであれば、相談なしの撤去もあると考えております。それは、施設ごとに判断していきたいと思います。

それから、委員がおっしゃることについて、どんな文言が入れられるのか、検討したいと考えております。

○近藤会長 積極的に施設の撤去を進めると書くと皆さんはびっくりするかもしれませんが、みどりの推進部の本当のお気持ちがわかるような表現にされたらいいのかと思います。

○久保田委員 今の話について、一般論になってしまうかもしれませんが、前回のトイレの議論のときに全く同じような話をした気がするのです。

要は、施設に魅力がないから利用者が少ないのではないかという考えに基づけば、利用者を増やすためのことを考えたほうがいいのではないかということなのです。そして、資料6の20ページの後半の最後の段落のところにはそのことが書いてありますよね。

方針の運用に当たっての段落が二つあるほうの後ろの「一方」とあるほうの下から7行目です。公園を増やすための視点も重要であるということのほか、最後の3行に書いてありますが、地域など、現場に近い人たちの合意形成や意見を十分に反映していくことを必ずやると思うのですけれども、そのことを今回も書いたほうがいいのではないかと思います。

○近藤会長 全体的に、やるぞ、やるぞという表現になっていて、後づけで地域の人意見を聞くという感じになってしまっているのです。ですから、本文中でもそうしたことをちょこちょこ書いて、強引にするのではないと思える表現にされたほうがいいかと思います。

この積極的に撤去するという文章だけを見ると、それだけで皆さんは不安に思ってしまうから、後でここに皆さんの意見を聞くとちゃんと書いていますよと言うことになるのですけれども、本文中にもその都度記述しておけば皆さんの心配が少なくなるのではないかと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） かしこまりました。考えさせていただきます。

○近藤会長 皆さんは文章を切り取って読むので。

全体の方針としてはどうでしょうか。森本委員や久保田委員の言われたことは反映してもらおうようにいたします。

大体、平成26年度にやったときの復習みたいなものですね。また、バリアフリーはよろしいですね。新しく出てきましたけれども、これをさらに良くするような表現や考えがあればお願いいたします。まさかバリアフリーはだめだという人はいないかと思うのです。

これは当然のことだと思います。

ほかにございませんか。

○椎野副会長 先ほどの森本委員と久保田委員の議論に関連しますが、（議案資料－82）についてです。

やはり、狭小な公園の中でも特に利用の少ない公園等は積極的に施設の撤去を進めていくということで、昨今の公園の維持管理費をどうするか、利用のないところの施設を更新する必要性を考えますと、方向性としてはこれでやむを得ないと感じております。

その上で、先ほど森本委員からご指摘があった小学生は小さい公園には入れないようにみたいな話についてです。

今年、清田区で土木センターと一緒に保育園児、幼稚園児の公園利用の調査をしたのです。その中で事業所にインタビューに行って、お話としておもしろいと感じたのは、小さい公園は小学生にとって魅力がないから遊びに来ない、だから、そうした公園に自分の園の幼児を連れていっても、ぶつかって危ないような状況は発生しにくいから、利用しやすいですということです。このように自然なすみ分けができていて、それは面積が小さいからそうなっているのかなと思いました。

話は戻しまして、過去の審議会でもお話ししたかもしれませんが、やはり、利用が少ないことの判断をぜひ丁寧をお願いしたいということです。

具体的に申しますと、幼稚園はバスがあるので、バスで結構遠くの公園まで行くことができるのですが、保育所、特に認可外保育所は、専用の庭を持っておりませんので、近隣公園をメインパークというか、主要な専用庭の代替施設として日常的に活用する状況が想定されます。

施設を撤去しても問題ないケースもありますが、利用にも、親子連れや子ども同士で利用する一般利用もあれば、団体利用というか集団利用というか、事業所の方が引率して利用するケースがあると思うのです。

ですから、そうしたところは、利用が少ないわけではなく、たまに利用するけれども、価値のある公園で、施設がなくなってしまうと利便性が極めて低くなるケースも想定されますので、利用価値の判断については丁寧にお調べいただきたいことを希望します。

○近藤会長 （議案資料－82）の積極的に施設の撤去を進めていくというのは、聞いたほうはかなり不安になりますよね。ですから、地域の住民と相談しながら施設の内容を考えるなど、言葉はもうちょっと格好のいいものにしたほうが良いと思うのですけれども、そういうふうな表現にしたほうが皆さんの誤解が少なく済むかと思います。

札幌市としても本音はそうだと思います。お金がかかるし、できるだけ施設を少なくしたいというのもよくわかるのですけれども、地域住民の気持ちを無視して進めることはできないと思いますので、そこにも配慮しているのだということを書き込まれたほうが良いかと思います。

○事務局（高本計画係長） このページの本音についてですが、狭小公園であっても利

用価値があるところは機能分担を図れば利用が生まれる、例えば、幼稚園や保育園からのニーズがあるところは積極的に考えたいと思っています。

しかし、場所によってですが、本当に面積が小さく、どう見ても誰も利用しないだろう、新たな価値を生み出そうということに無理があると思えるところは撤去してもいいのではないかという考えで書いたつもりでした。

ただ、その辺がうまく伝わらなかったところです。積極的という言葉については考えたいと思います。

○小篠委員 今のことについてです。

積極的にという言葉の話のちょっと前に、どうしてそうした狭小公園が生まれたのかということが平成26年度に議論されたわけですよ。開発行為の中で公園用地をとらなければいけないという条件があるから、開発業者が、公園の質はお構いなしに、開発側で言えば余った土地を誘致距離など何も考えずに公園化するというやり方で作られたわけです。

前にどこかで話されたような気がしましたがけれども、開発行為については、都市計画法で決まっている話だから、これからも開発行為が起こればそういう状態は起きてしまう可能性があるわけです。そうしたことをどういうふうに防ぐかという話をしないと、問題の根本が解決できなくなってしまうのではないかと思います。ですから、そこに言及する必要があるのではないかと思います。

また、今の議論で言うと、公園化することで、民間から移管され、管理されているわけです。その状態をどうするかです。ここは、市の資産になっており、税金が投入されているわけです。そこで、撤去という言葉の本質になりますが、どうするかです。売却するといっても、多分、売れもしない土地だと思いますよ。

そこで、撤去という言い方は、公園ではなくするというところで理解すれば、地域と話しながら、管理の仕方を変える、民間に移譲する、コミュニティパークにするなどは海外の事例ではよくあるのです。

今は計画文章ではないので、パワーポイントには簡便に書いているのだと思うのですがけれども、実はすごく奥が深く、計画に書くのならば、先ほど久保田委員の指摘にあったような文章になるだろうと思います。

ですから、どういうことが問題で、何を解消しなければいけないのかがここにははっきり示されていないのです。方向としては間違いではないですが、何を指そうとしているのかをもう少し書く必要があるのではないかと指摘しておきたいと思います。

○近藤会長 施設の撤去について、それをすることでどういうふうになるのか、何を指そうとしているのかを書き込んだほうが良いということかと思っています。

○事務局（西川みどりの推進課長） このような狭小公園は、小篠委員のご指摘のとおり、開発行為で帰属された土地です。3,000平方メートル以上の開発行為については3%の帰属となっており、90平方メートルですが、それでは狭過ぎるので、大体は150平方メートルを下限にしております。ですから、それ以上の公園が多いところです。しかし、250メートル

の誘致圏にかかわりなく置かれたものですから、密集地帯がたくさんあるという現状になっております。

今はそうした状態をやめまして、公園面積の最低基準を500平方メートルにしております。また、誘致圏250メートル以内に公園があれば帰属させないようにしております。したがって、今後、このような公園が出てくることはないと考えております。ただ、未来に向かってはなしのすけれども、過去のことはどうしようもありません。

そして、撤去、廃止、民間移譲ということもありますが、それはなかなか難しいところですし、都市公園法の規定で廃止も思うようにいかないところです。そこで、どうやって活用していくかになります。

公園につきましては、冒頭の機能の中で、防災など、いろいろな機能があることをご説明いたしました。ですから、なくてもいいのかというと、必ずしもそうではありません。ただ、そこに施設があるかないかもございます。

最近、街区公園につきましては、覚書を結んだ上で雪入れを認めているところもございます。しかし、手前に施設があったら、それを壊すということがございます。ですから、撤去なり移設なりをしなければならぬときもございますが、その辺を見きわめながらいろいろと進めていかなければならないと思っております。

○近藤会長 その辺をちゃんと書いておいてくれればいいのですね。これだと、お金がないから撤去するということが前に出てきてしまっていますので、とった後はこのような利用の仕方もあるのだということを書いていただければ納得されやすいと思います。

○椎野副会長 しつこくて恐縮です。

私も札幌に来て公園の利用の調査をやってもう10年以上になるのですけれども、先ほどお話しした清田区の保育施設の公園利用調査で保育士にどこを利用しているかを聞いて、その公園を実際に見に行くと、明らかに小さいし、草がぼうぼうで、管理も余り行き届いておらず、施設も老朽化しており、ここは使っていないだろうというところを1歳児が週に1回ぐらい使っているのですね。つまり、決めつけてはいけないと思った次第です。

ですから、使っているのではないかとと思われる人に面倒でも確認をしていただく作業が必要なのではないかと考えたところです。先ほど明らかに使っていないだろうというお話がありましたが、私が見ても明らかに使っていないだろうと思ったところでも使っていた事実がありましたので、恐縮ですけれども、再度確認をお願いしたいと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 判断については慎重にしたいと思います。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○新海委員 新たなお話ではありませんが、書き方について、札幌市公園整備方針の資料の方針案イメージという資料2の38ページに下の緑色の枠の中の二つ目の丸に「既に付加されている機能については現在の利用状況にあわせて見直しを行い、必要に応じて機能の撤去も検討します」とありますね。この一文であれば、「必要に応じて」のところを「地域の話聞いて」とすれば受け入れやすいですよ。しかし、それが先ほど言われていた

ように、40ページの②のような書き方になってしまうと拒否反応が出てしまう気がするのです。

これは今までの繰り返しですけれども、表現がこのくらいまで和らいでもいいのかなどというふうに思いました。

○近藤会長 ぜひ表現には注意されたほうがいいのか、注意されないと皆さんが誤解しますので、よろしく願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 書きぶりについては再検討させていただきます。

○近藤会長 最終的にはこの中身の文章について皆さんからご意見をいただくことになるのですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） 今回と次回で第4章までの審議が終わりますので、その後、ご意見を反映させ、3回目の審議会のときに、今のようなイメージではなく、たたき台のようなものをお出ししたいと考えております。

○近藤会長 いただいたご意見をここに反映させ、それについてご意見をいただくという段取りのようです。

この中でもご意見をいただくことになっているのですけれども、作業を短くするためにも今のうちにご意見をいただくほうがありがたいと思います。ただ、内容がたくさんあったので、なかなか出しにくいかとは思いますが。

（特に意見無し）

そうしましたら、予定より若干早いようですが、ご意見もいただきましたので、今日の審議はこれで終わりたいと思います。たくさんのご意見をいただきましたが、次回に反映していただくようお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、次の審議会までにご意見の集約と反映をよろしく願いいたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

5. その他

○事務局（西川みどりの推進課長） 本日は、長時間にわたり活発なご意見をいただき、ありがとうございます。

【議案資料－88】最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

次回の第74回審議会は、12月14日を予定しております。12月14日には、公園の将来像とその施策のうち、種類に関してご議論いただく予定でございます。また、第75回審議会では、日にちはまだ決めておりませんが、残りの項目についてご議論をいただくとともに、方針の素案についてご議論をいただきます。そして、最後に、2月に予定しております第76回審議会では方針の素案の答申をいただく予定です。

12月14日に開催予定の次回の審議会については、後日、正式なご案内を差し上げますの

で、よろしくお願いいたします。

6. 閉 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 以上をもちまして、第73回札幌市緑の審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上